

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成13年7月17日告示)
以降に出された図書館に関する主な提言・報告等

平成13年12月 「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行

- ・ 子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにする等を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、子どもの健やかな成長に資することを目的。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

14年 8月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」

- ・ 子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を推進。
- ・ おおむね5年間(平成14年度～18年度)にわたる施策の基本的方向と具体的な方策。

2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実

(2) 公立図書館の整備・充実

公立図書館が地域における子どもの読書活動を推進する上で積極的な役割を果たせるよう、以下のような取組を推進する。

ア 図書資料の整備

イ 設備等の整備・充実

ウ 司書の研修等の充実

エ 障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

都道府県子ども読書活動推進計画の策定状況 47都道府県

市町村子ども読書活動推進計画の策定状況 654市町村(平成21年3月現在)

15年 9月 「地方自治法の一部改正」施行

- ・ 図書館をはじめとする公の施設の管理について、指定管理者制度が導入。

16年 3月 「今後の生涯学習の振興方策について」(審議経過の報告)

(中央教育審議会生涯学習分科会)

国・地方公共団体の今後の役割等

2. 基本的考え方

(1) 国, 都道府県, 市町村の役割等

市町村においては、社会の要請と地域住民全体の多様な需要の双方に対応した学習機会の提供、図書館の整備など地域住民の生涯学習の支援、生涯学習を通じた地域づくり等を、地域住民の声によく耳を傾けることなどにより、地域住民等と協力して、主体的に実施することが期待される。また、施策の実施に当たっては、地域住民の自主的・主体的な取組を促進するような支援の方法を考えることが望ましい。

都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、都道府県域全体についての大学、専門学校、民間教育事業者、職業訓練施設、公民館等との間における広域での連携の機能の強化（学習情報の提供、学習成果の評価、生涯学習推進センター等による関係機関・団体等のコーディネートや学習相談を行う人材の養成等）を行うことが期待される。また、市町村を補完する立場で、ITの活用等の支援などを行うことも期待される。なお、これらの施策の実施に当たっては、都道府県と市町村が連携して取り組むことが重要である。

国は、自立した個人の資質・能力の向上を通して、国民全体としての資質・能力の向上を目指すことをナショナルミニマム（国民の最低限度の生活水準）の確保のために必要不可欠なものとして位置づけることが必要であるとともに、都道府県や市町村を補完する立場から、生涯学習の振興を図ることが必要である。

（ ）図書館の蔵書、博物館の収蔵品等に関する全国的な情報提供システムの構築等、都道府県や市町村では十分な対応が困難な施策の実施（国が所有している情報や収集している情報をデータベース化し、その情報を都道府県や市町村などに提供するシステムを開発することも国の役割の一つと考えられる。）

（ ）図書館の司書等の専門職や指導者等の研修と研修教材の作成など、生涯学習振興を担う人材の養成

17年 7月 「文字・活字文化振興法」公布

- ・ 文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図る。

（地域における文字・活字文化の振興）

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文

化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

18年 3月 「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして(報告)」
(これからの図書館の在り方検討協力者会議)

- ・ 公立図書館の望ましい基準施行後の社会や制度の変化、新たな課題等に対応して、これからの図書館運営に必要な新たな視点や方策等について提言。

12月 「教育基本法」公布、施行

- ・ 生涯学習の理念等が明示。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

20年 2月 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」(答申)

(中央教育審議会生涯学習分科会)

第1部 今後の生涯学習の振興方策について

4. 具体的方策

(1) 国民一人一人の生涯を通じた学習の支援

(情報通信技術の活用)

また、図書館や博物館についても、例えば、資料のデジタル・アーカイブ化等の情報通信技術の発展に対応した規定を法令上設けることが必要ではないかとの指摘がなされている。これらの指摘についても、生涯学習社会の実現に向けた社会教育施設の機能の向上の観点から重要であることを踏まえつつ、引き続き検討する必要がある。

(2) 社会全体の教育力の向上

(地域の教育力向上のための社会教育施設の活用)

図書館においては、レファレンスサービスの充実と利用の促進を図ることはもとより、地域の課題解決に向けた取組に必要な資料や情報を提供し、住民が日常生活を送る上での問題解決に必要な資料や情報を提供するなど、地域や住民の課題解決を支援する機能の充実を図ることが求められる。特に近年、ホームページを開設し、横断検索システムの活用等コンテンツの充実を図っている図書館が増加傾向にあり、今後、さらなる充実を図ることによって、多様な情報源への入り口としての「地域のポータルサイト」を目指すことも重要である。また、子どもの読書活動や学習活動を推進する観点から、学校図書館への支援を積極的に行うことが重要である。

第2部 施策を推進するに当たっての行政の在り方

2. 今後の行政等の在り方

(3) 生涯学習・社会教育の推進を支える人材の在り方

(司書等の在り方)

このほか、多様化、高度化する人々の学習ニーズや地域における課題に対応し、専門的な知識・技能の習得と資質の向上を図るために、司書及び司書補の研修の充実が重要である。このため、国、都道府県、図書館関係団体等でそれぞれ実施されている研修の有機的連携を図り、体系的・計画的に研修体制の整備を図っていくことが必要であり、任命権者のほか、文部科学大臣及び都道府県が司書及び司書補の研修を行うよう努める旨の規定を新たに法令上設けることが考えられる。

また、図書館も自らの事業として、司書研修や研究会の実施に努めるとともに、図書館等における学習成果を活用したボランティア活動の機会の確保や図書館に関する人材の養成及び研修等を積極的に行うことも重要である。

20年 3月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次)

- ・ 第一次基本計画の策定からおおむね5年が経過したため、これまでの成果や課題等を検証し、地域における読書環境の格差の改善など、家庭、地域、学校における取組を整理。

地域における子どもの読書活動の推進

- 1 子どもの読書活動の推進における図書館の役割
- 2 公立図書館における子どもの読書活動の推進のための取組
 - (1) 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の実践
 - (2) 地域の読書活動を支えるキーステーションとしての取組
- 3 子どもの読書活動の推進のための公立図書館等の機能強化
 - (1) 公立図書館の整備
 - (2) 公立図書館の資料、施設、設備等の整備・充実
 - (3) 公立図書館の司書の養成・研修

都道府県子ども読書活動推進計画の第二次策定状況 21都道府県

(平成21年3月現在)

6月 「図書館法の一部を改正する法律」

- ・ 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備
- ・ 図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供等
- ・ 司書等の資格取得要件の見直し及び資質の向上等 等

(設置及び運営上望ましい基準)

第7条の2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第7条の3 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第7条の4 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

20年 6月 「図書館職員の研修の充実方策について(報告)」

(これからの図書館の在り方検討協力者会議)

- ・ 社会の変化に対応して図書館を改革するための職員の資質・能力の向上や、司書等のキャリアパス形成等のため、具体的な方策について提案。

7月 「教育振興基本計画」閣議決定

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

(3) 基本的方向ごとの施策

基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む

いつでもどこでも学べる環境をつくる

【施策】

図書館・博物館の活用を通じた住民の学習活動や個人と地域の自立支援の推進・図書館が住民にとって身近な「地域の知の拠点」として、だれもが利用しやすい施設としての機能を果たすよう促す。あわせて、司書の資質の向上を図るため、その履修すべき科目の見直し等養成課程の改善を図る。また、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備を支援する。

21年 2月 「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)」

(これからの図書館の在り方検討協力者会議)

4月 「図書館法施行規則の一部を改正する省令」公布
(平成22年4月1日から施行、一部24年4月1日施行)

6月 「著作権法の一部を改正する法律」公布
(平成22年1月1日施行)

- ・ 障害者の情報利用の機会の確保を図るため、障害者のための権利者の許諾を得ずに著作物等を利用できる範囲を拡大。

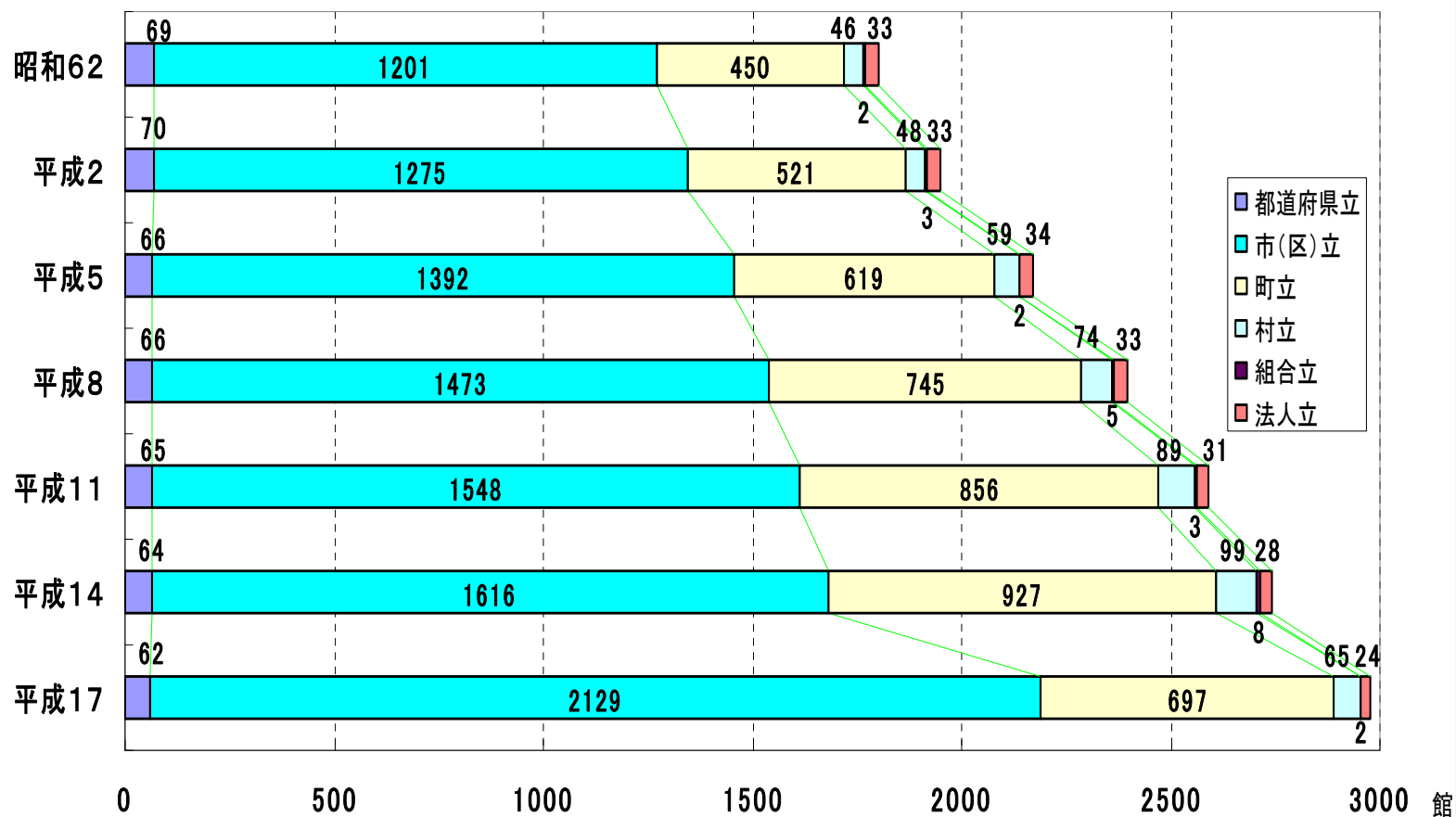
主体を公共図書館にも拡大。

デジタル録音図書(デイジー図書)等の作成や、映画や放送番組への字幕付与、手話翻訳など、障害者が必要とする幅広い方式での複製等が可能に。

発達障害者等も広く対象に。

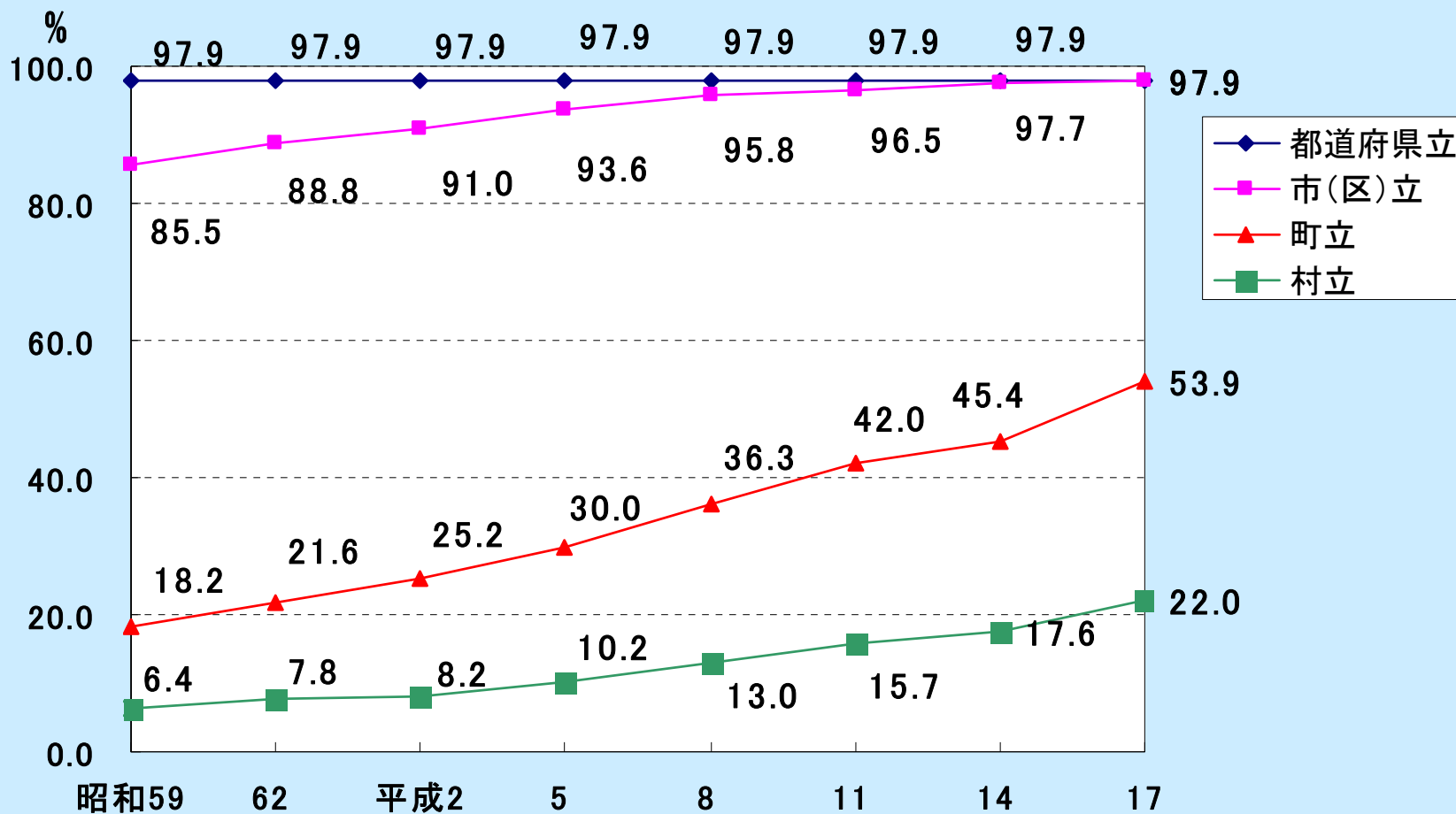
図書館の現状(平成17年度)

○図書館数の推移



図書館の現状(平成17年度)

○公立図書館の設置率の推移(%)

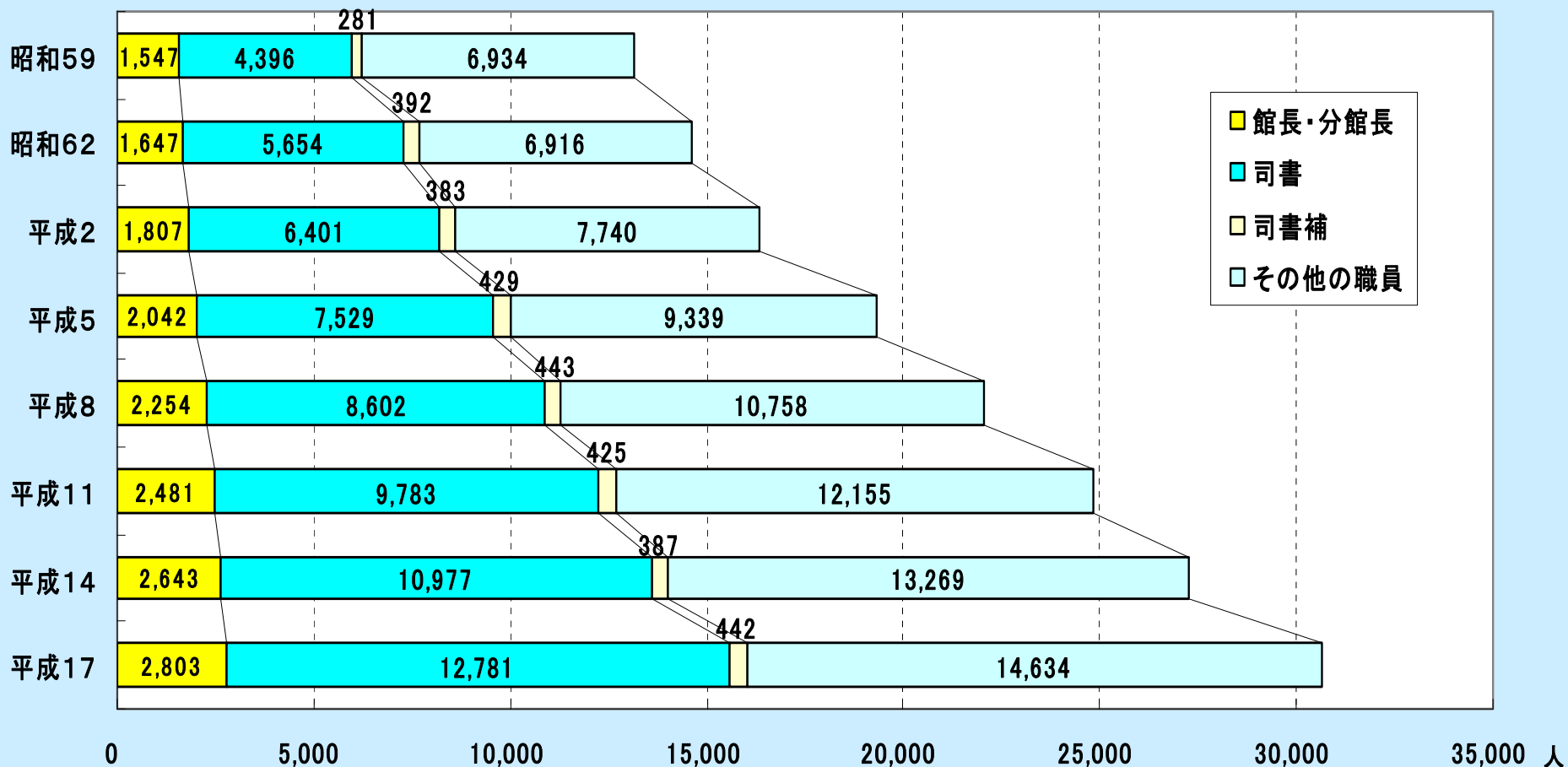


図書館職員数の推移

(出典:社会教育調査報告書)

○図書館職員数の推移

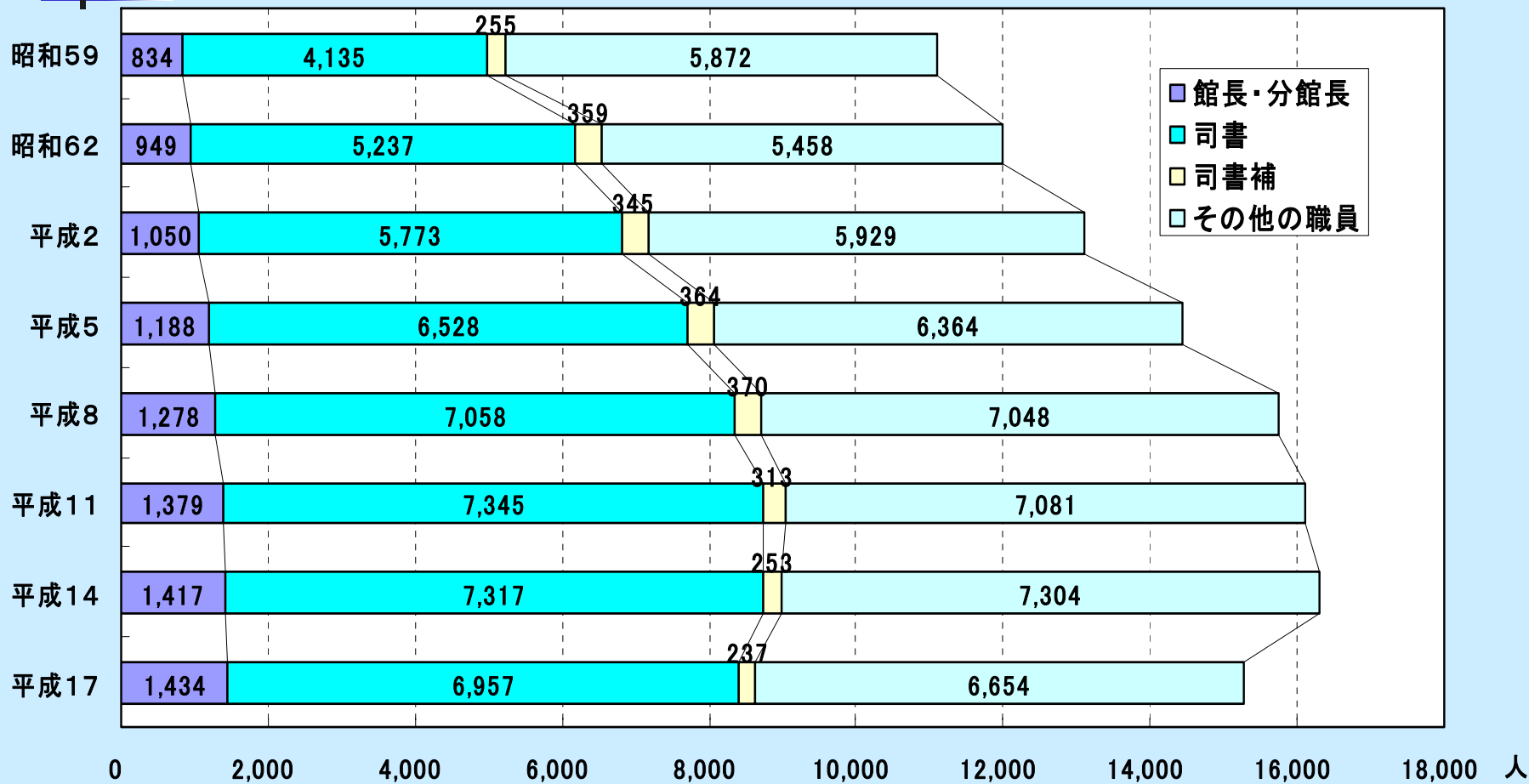
・職員数



図書館職員数の推移

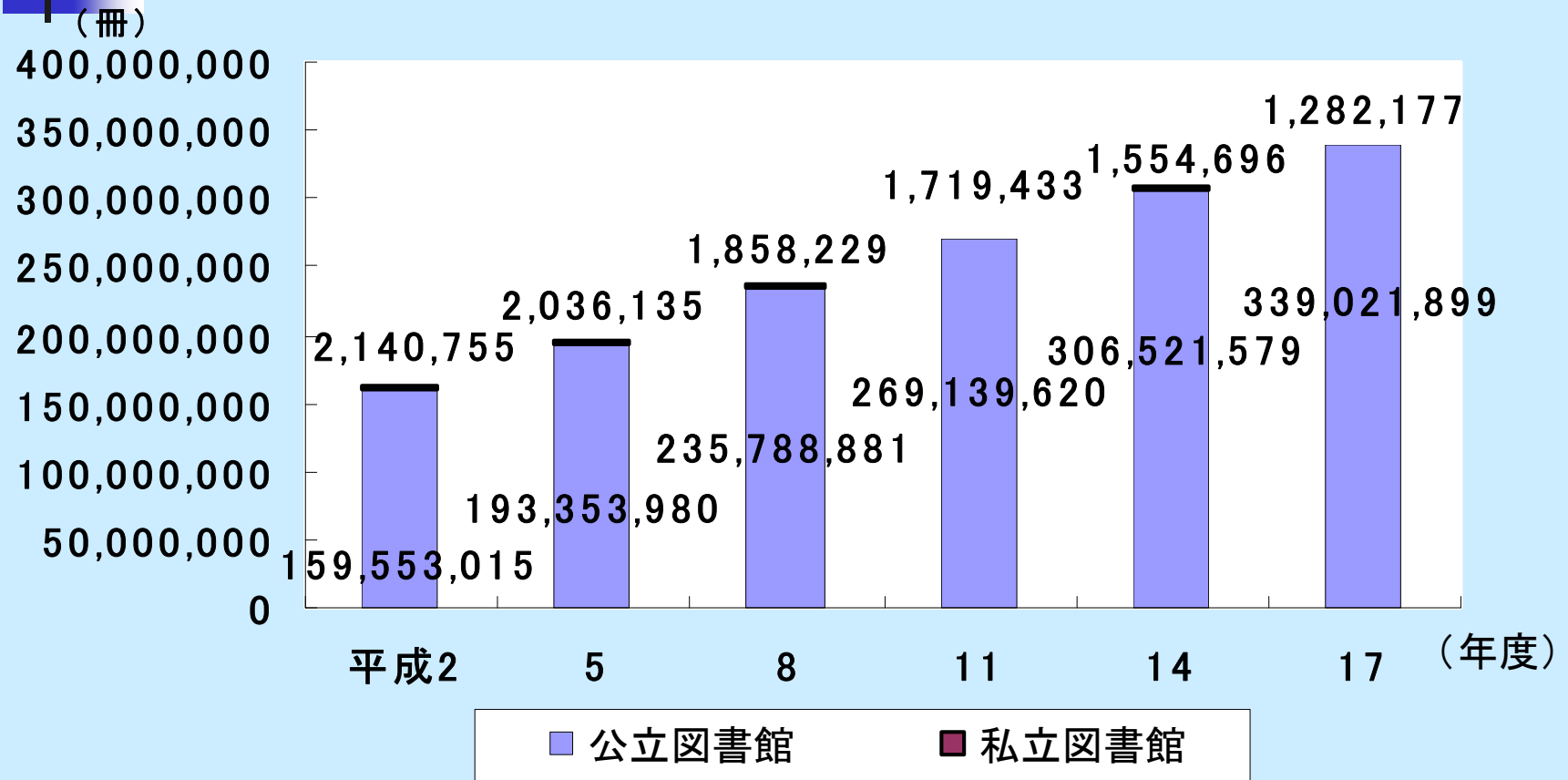
(出典: 社会教育調査報告書)

○図書館職員数の推移 ・うち専任職員数



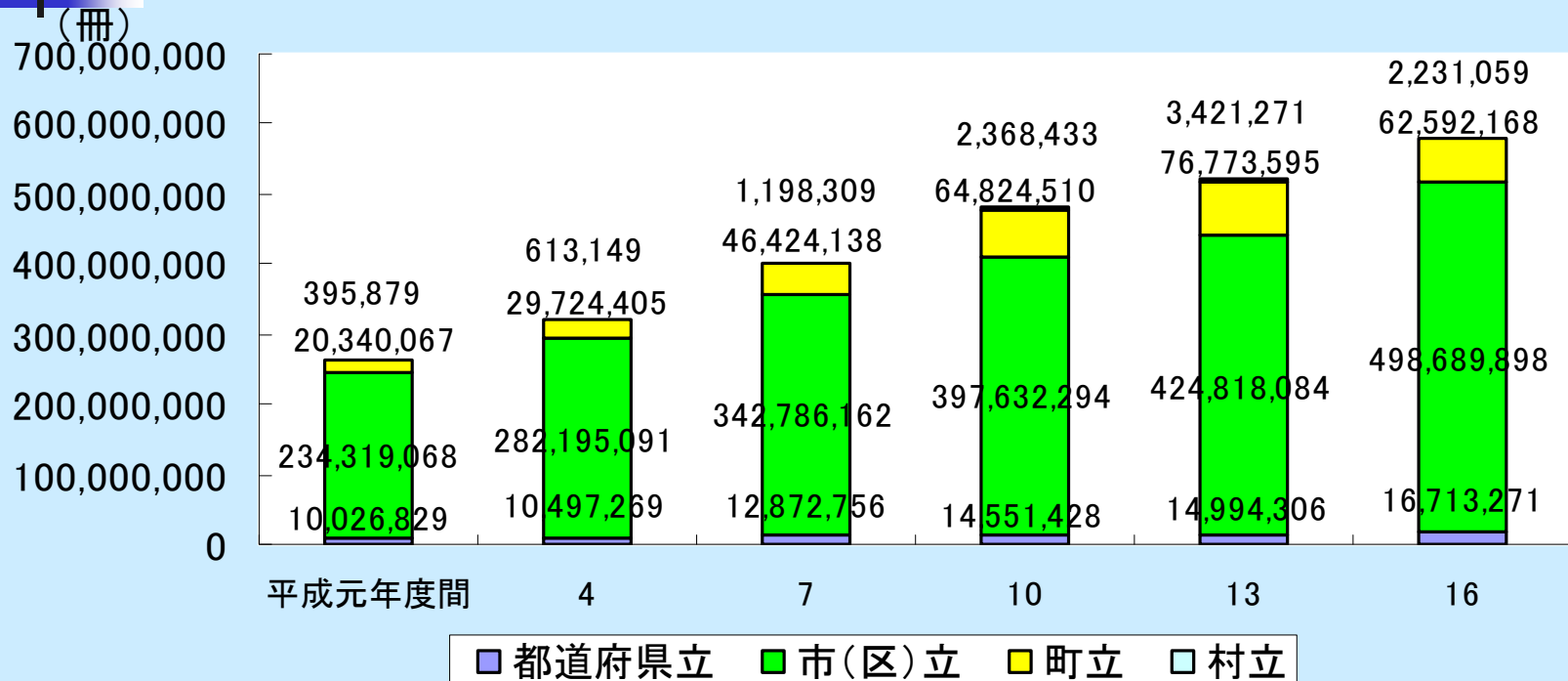
図書館の現状

○図書館の蔵書数の推移(冊)



図書館の現状

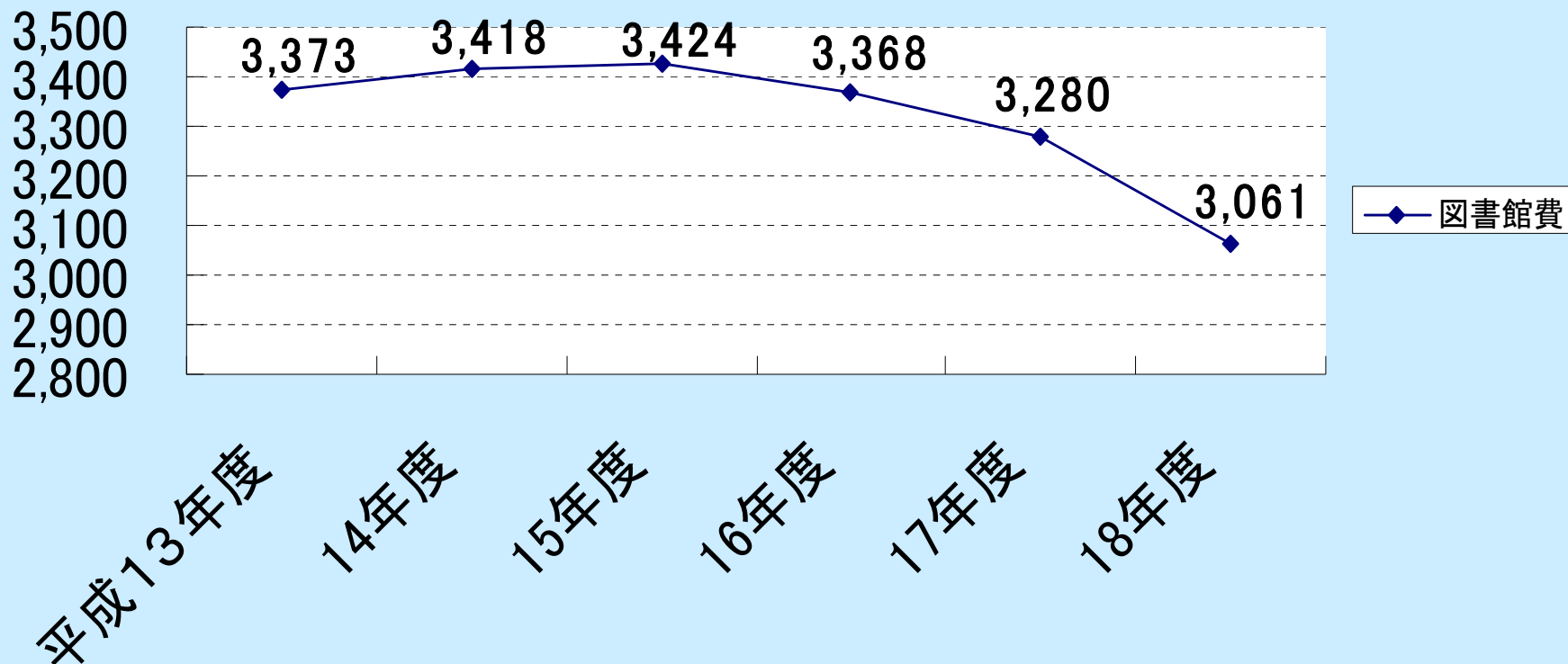
○図書館の貸出冊数の推移



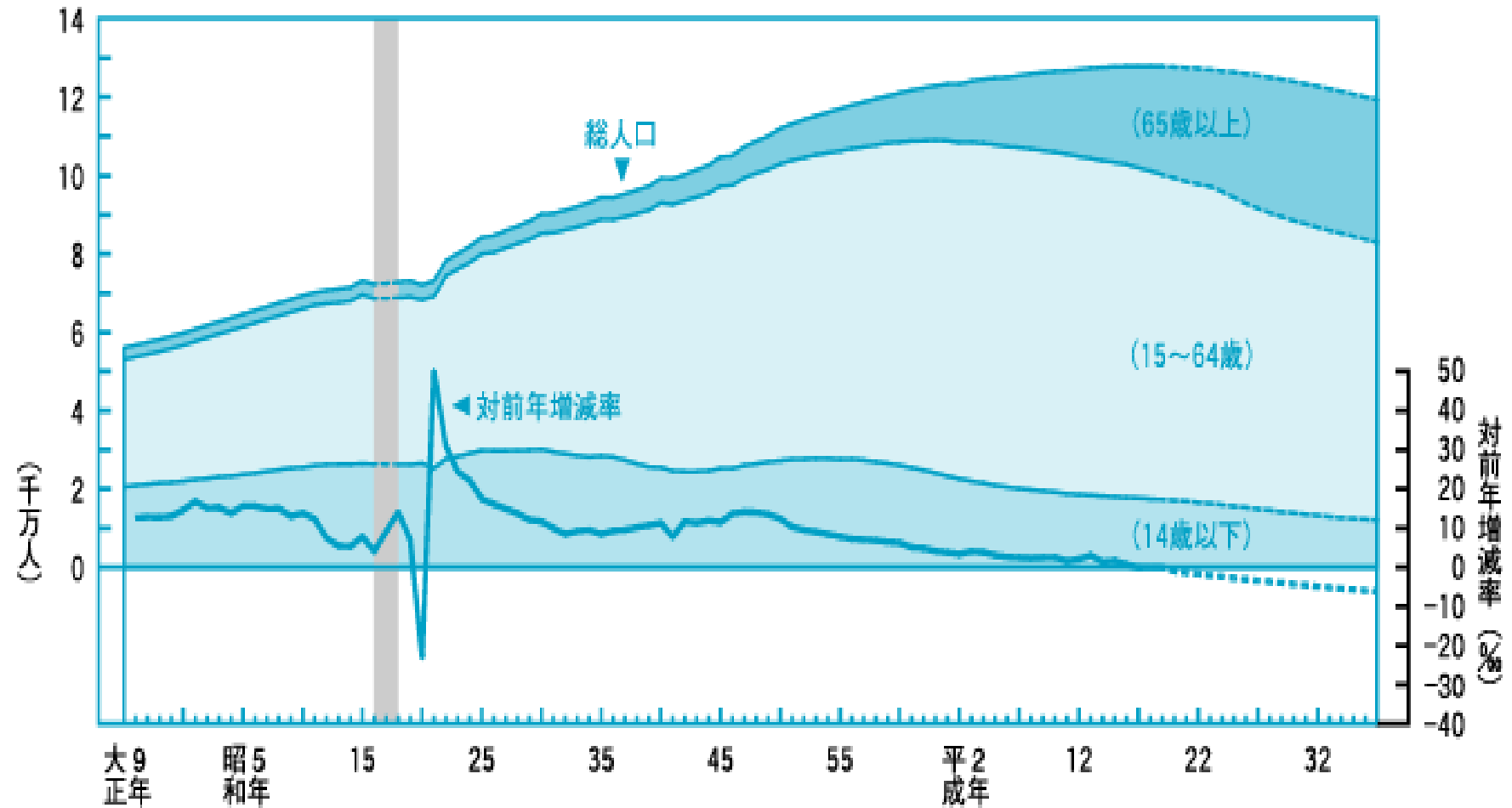
図書館の現状

○図書館費の推移

(億円)



総人口の推移

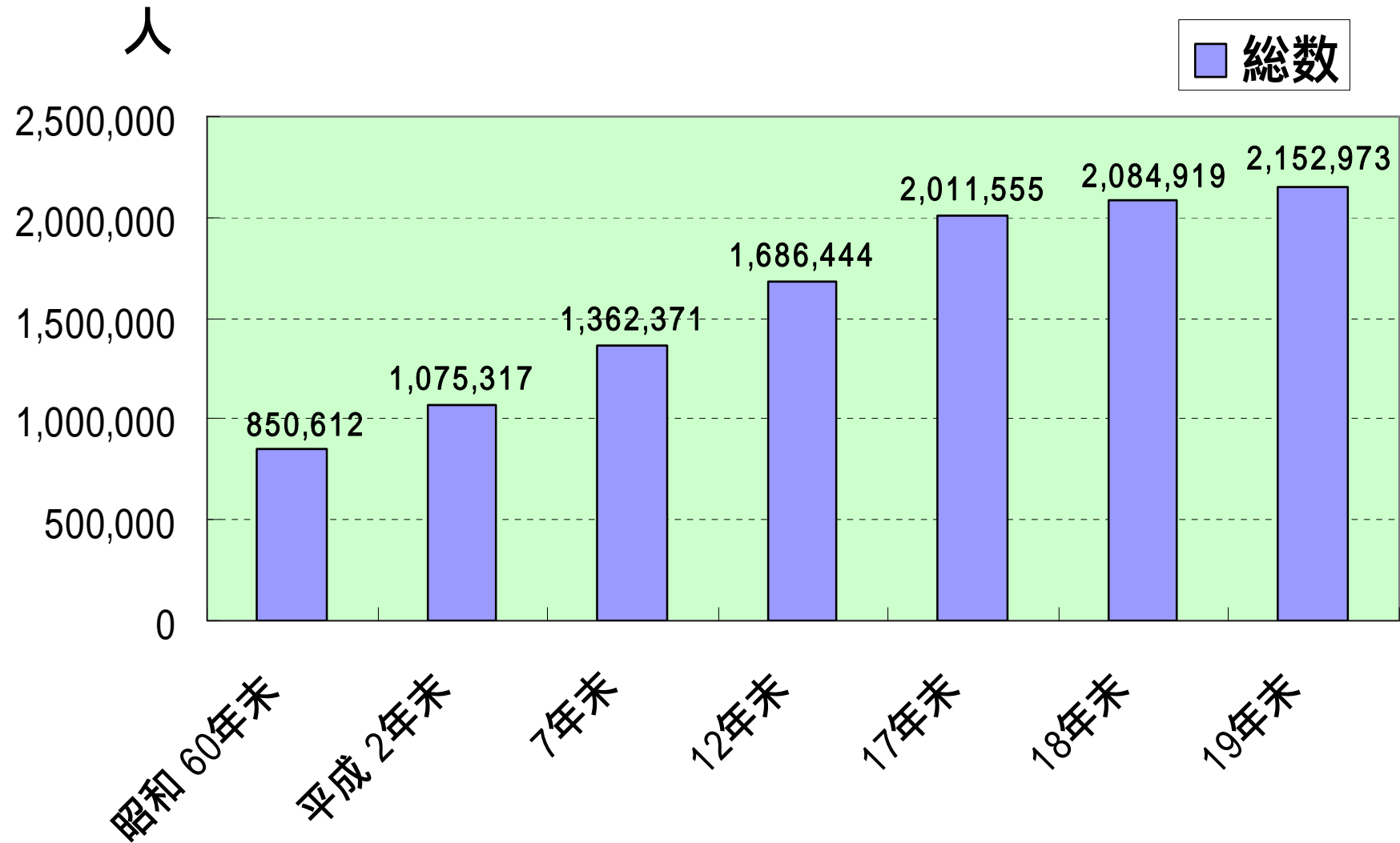


注) 昭和16年~18年の年齢別の推計は行われていない。

[2-1表参照]

資料: 総務省統計局ホームページ

登録外国人人数



参考データ: 総務省統計局ホームページ